

東日本大震災に係る代替償却資産に対する固定資産税の特例適用申告について

この東日本大震災に係る代替償却資産に対する固定資産税の特例適用を求める場合は、下記により書類を作成のうえ、申告してください。

I 特例措置の概要

1 特例対象者

東日本大震災により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者

2 特例措置の対象となる資産

(1) 対象資産（代替資産）

- ① 東日本大震災の被災により滅失し、又は損壊した償却資産（以下「被災資産」という。）の代わりとして取得した資産

原則として被災資産と種類が同一であり、使用目的又は用途が同一であるもので、代替資産であると市長が認めるものに限ります。

- ② 東日本大震災の被災により、被災資産を復旧し、又は補強等を行った場合における改良費（資本的支出）に該当するもの

(2) 取得の制限

平成28年4月1日から平成33年3月31日までの間に取得されたもの

(3) 特例率

取得の翌年度から4年度分の課税標準額を2分の1に軽減します。

（地方税法第349条の3又は附則第15条（第29項を除く。）から第15条の3までの規定の適用を受ける償却資産にあつては、これらの規定により課税標準とされる額の2分の1の額）

II 提出要領

1 提出書類

- ① 東日本大震災に係る代替償却資産に対する固定資産税の特例適用申告書……（様式1）
② 固定資産（償却資産）課税台帳登録事項証明書 兼 代替資産対照表……（様式2）
③ 被災償却資産が東日本大震災により滅失又は損壊した旨を証する書類
り災証明書など
④ その他

代替資産の取得者が、被災資産の所有者の相続人である場合や、合併法人である場合にも、特例の適用が認められます。この場合には次の書類を添付してください。

○相続人の場合：相続人であることを証する書類（戸籍謄本の写し等）

○合併法人の場合：合併法人であることを証する書類（登記簿謄本の写し等）

2 提出先

会津若松市財務部 税務課 償却・資産グループ

〒965-8601 福島県会津若松市東栄町3番46号

TEL 0242(39)1225

Ⅲ 記載要領

1 「東日本大震災に係る代替償却資産に対する固定資産税の特例適用申告書」……（様式1）

- (1) (申告者)住所又は所在地、
申告者の住所又は所在地を記載してください。
- (2) (申告者)氏名又は名称
申告者の氏名又は名称を記載し、押印してください。
なお、申告者が法人の場合は、その名称及び代表者の氏名を記載し、社印及び代表者印を押印してください。
- (3) (申告者)の連絡先電話番号
申告者の連絡先電話番号を記載してください。
- (4) 所有者(納税事務者)等の氏名(名称)・住所(所在地)及び償却資産の所在地
所有者(納税事務者)等の氏名(名称)・住所(所在地)及び償却資産の所在地を記載してください。
- (5) 代替資産の種類別内訳
「固定資産(償却資産)課税台帳登録事項証明書 兼 代替資産対照表」に挙げられた代替資産の資産種類別の数量及び取得価格の合計を記載してください。

2 「固定資産(償却資産)課税台帳登録事項証明書 兼 代替資産対照表」……（様式2）

- (1) 被災資産(課税台帳登録資産)及び代替資産
 - ① 左側「被災資産」欄には、東日本大震災により滅失・損傷した償却資産を、右側「代替資産」欄には、当該滅失・損傷した償却資産に代わるものとして取得又は改良した償却資産について記載してください。
 - ② 右側「代替資産」欄には、償却資産申告書に添付する種類別明細書(増加資産・全資産用/第26号様式別表1)の資産の行ごとに記載してください。
 - ③ 所有者名
被災資産及び代替資産それぞれの所有者名を記載してください。
 - ④ 資産の種類、資産の名称等・数量・取得年月・取得価格・耐用年数
被災資産及び代替資産それぞれの欄に記載してください。
 - ⑤ 資産番号
「被災資産」側の欄には、「平成23年度種類別明細書(全資産用)」
※ なお、「平成23年度種類別明細書(全資産用)」をお持ちでない場合は、会津若松市役所税務課償却資産担当までお問い合わせください。
 - ⑥ 摘要
資産の名称で、目的・用途の判断ができないものは、摘要欄に記載してください。

(2) 証明欄

被災した資産が他の市町村において取得し、特例申告をする場合は、当該被災資産が申告されていた市町村の証明（課税台帳登録事項証明）を受ける必要があります。

（本市で被災した資産について、本市でその代替資産を取得した場合には、課税台帳登録事項証明を受ける必要はありません。）